

高須輪中土地改良区だより

No.22 平成27年5月15日
発行 高須輪中土地改良区
岐阜県海津市海津町馬目515番地1
TEL 0584-53-0003 FAX 0584-53-3383

組合員数	3,402人
地区内農地面積	3,024.6ha
田	2,665.5ha
畑	359.1ha

平成27年4月1日現在



高須輪中

理事長挨拶

森正弘

初夏の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は当土地改良区の管理・運営並びに各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、約40年以上続いた米の生産調整の見直しなど農政改革の実施により日本農業も大きく変わろうとしております。そのような中、農産物価格の低迷、農業者の高齢化・後継者不足等による農業経営者の減少が進み、生活地域としての農村維持の困難が危惧されています。担い手への経営規模拡大の進行から共同活動が減少するなど、集落機能の低下により農地・農業用水等の地域資源の適正な保全管理がより一層困難となり課題となってきております。これらの課題・問題に対応するため、地域資源と環境向上を図る新たな対策支援とされたのが「農地・水環境保全管理支払交付金事業」で、平成26年度からは多面的機能支払交付金制度に移行されましたが、当地区も32地区の参加とそのうち施設の長寿命化のための活動では、9地区から14地区に活動範囲が増えましたが、活動組織が土地改良施設の長寿命化や施設の保全管理を行っていただければ、土地改良区の草刈りの費用や施設の修繕費の軽減となりますので、高須輪中地域の全てのエリアで取り組んでいただけるようお願い申し上げます。

今年も4月10日頃からあきたこまちの田植えが始まりましたが、4月は周期的に春雨が降りまして代掻き用水が十分ではないにしても送水出来ました。4月19日までの期間は水利権水量が少なく、必要な用水がないために早植えの代掻きや補給水に困られたと思います。水利権水量は国交省に要望すれば取得できるものではないことをご理解されていると思います。新規取水の取得には理由、必要水量、そして水源等の根拠を国交省に示して、審査の上許可されるものであります。農水省も地域整備方向検討調査で今年度と来年度にかけ必要な農業用水の把握のため、農業用水量の根拠となる減水深調査を本年度も実施されますので、調査対象の田でのご協力をお願い申し上げます。また、有限である農業用水の適切な管理のため今年度も配布しております用水計画やブロックローテーションによる運転休止等にご理解ご協力をいただくとともに農業用水の取水実態にあった作付体系の検討・調整をお願い申し上げます

平成27年度予算につきましては3月の総代会で対前年度当初予算比1.04%増、前年度議決予算比14.0%減の3億6百30万円をご承認頂きました。この予算の内容ですが、全体額は前年当初と比べては大きな変動はありませんが、農地中間管理機構への農地の借受が平成26年度12.0%実施され、本年度も借受が進む見込みで、本年度から所有者から耕作者への組合員得喪を行うこととしております。老朽化している施設の整備や突発的な故障の補修等について県営農業水利施設保全合理化事業等の高率補助事業で対応していくように努めると共に、事務の合理化・効率化を図り、経費節減に努めてまいります。また、基金会計につきましてはその利息が毎年度の維持管理費の大事な財源となっております。当初予算で支出予算増に伴い国債を取り崩すこととなりますので、借入金1千万円を計上いたしましたが、昨年12月の理事会、この3月3日の理事会で審議願ひ国債32億円を3月11日に15億円を売却して、日本高速道路保有・債務返済機構債権を3月18日に買い換えを実行し、売却益6千万円と年間利息3百万円を増やすことが出来ましたので今年度借入しなくても良くなりましたが、今後の運営につきましては、常任委員会及び理事会で審議願ひ総代会に提案していくことに考えております。今後も安全な運用に心掛け、守っていきたくと考えております。

又、昨年度4月に勝賀西用水路(平田町高田地内)の管口径1,000mmから漏水が発生し、冬場に県営農業水利施設保全合理化事業で補修を予定しておりましたが、管路内に入り調査した結果、管上部で3mの縦割りが判明し、本年度通水に支障が無いよう応急手当をしましたが、東海農政局と協議した結果、平成27年度冬場に国において応急対策として補修願えることになりました。尚、平成29年度より国営応急対策事業を海津市、羽島市のご理解により今後事業化に向け進めていきたいと考えております。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げるとともに、土地改良区の管理、運営に今後も格別のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

第22回通常総代会の報告について

平成27年3月25日開催の通常総代会で、次の各議案が審議可決されました。

- 第1号議案 規約の一部改正の議決について
- 第2号議案 平成26年度一般会計収支補正予算(第三次)専決処分の承認について
- 第3号議案 平成26年度基本財産積立金会計収支補正予算(第三次)専決処分の承認について
- 第4号議案 平成26年度一般会計収支補正予算(第四次)専決処分の承認について
- 第5号議案 平成26年度基本財産積立金会計収支補正予算(第四次)専決処分の承認について
- 第6号議案 平成27年度一般会計収支予算の議決について
- 第7号議案 平成27年度職員退職手当積立金会計収支予算の議決について
- 第8号議案 平成27年度基本財産積立金会計収支予算の議決について
- 第9号議案 平成27年度農地転用決済金積立金会計収支予算の議決について
- 第10号議案 平成27年度太陽光発電会計収支予算の議決について
- 第11号議案 平成27年度資金借入及び借入先の議決について
- 第12号議案 平成27年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について
- 第13号議案 平成27年度農地転用決済金の議決について
- 第14号議案 平成27年度一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第15号議案 平成27年度金銭預入先金融機関の議決について

平成27年度当初予算について

総額 3,679,141千円

イ. 一般会計 306,300千円

単位:千円

収 入		支 出	
款	予算額	款	予算額
組合費	95,796	事務費	73,656
使用料	1,830	選挙費	2
補助金	53,605	維持管理費	180,498
交付金	30,795	事業費	13,205
寄付金	264	償還金及び利子	556
借入金	10,000	負担金	8,813
受託金	10,820	過年度支出	1
雑収入	313	諸費	425
財産収入	2	用地補償費	511
繰入金	102,874	退職手当積立金繰出金	3,000
繰越金	1	繰出金	24,934
		予備費	699
計	306,300	計	306,300

※ 収入支出差引残金なし

ロ. 特別会計 3,372,841千円

単位:千円

別会計	予算額
職員退職手当積立金会計	51,041
基本財産積立金会計	3,297,204
農地転用決済金積立金会計	20,626
太陽光発電会計	3,970

平成27年度賦課金及び決済金について

平成27年度賦課金及び決済賦課金は、第22回通常総代会で下記の通り決定しました。

① 賦課金

(1,000㎡当たり)

賦課基準	賦課地積の基準日	平成27年4月1日
経常賦課金	田(1) 3,500円 畑(1) 1,050円 畑(2) 350円	大樽川堤以北の地域 田(2) 1,160円 畑(3) 350円
	納期限 前期分 平成27年6月1日 後期分 平成27年11月30日	
特別賦課金	(日本政策金融公庫資金償還金) H3・H4 施行年度の県営ほ場整備事業高須三期地区	2,933円~3,195円
	納期限 全期分 平成28年1月29日	

(裏面に続く)

- ② 農地転用決済金 (1,000㎡当たり)
 田(1) 207,000円 田(2) 69,000円 畑(1) 62,100円 畑(2) 20,700円 畑(3) 20,700円

◆賦課金について

- 用水利用の有無に関わらず高須輪中土地改良区区域内の農地に賦課金がかかります。
- 農地を異動した場合旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務(土地改良法第42条)が生じますので、納め忘れないようにご注意ください。
- 賦課基準は毎年4月1日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

◆組合員の資格取得・喪失の届け出について

- 下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっております。当土地改良区の総務課に所定の用紙がありますので手続きをして下さい。
- 組合員が死亡した場合
 - 組合員が農地の喪失又は取得した場合(農地の異動、売却、譲与等)
 - 農業者年金の受給による経営移譲の場合

◆農地に異動があったときは、当土地改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出(所有権、耕作権の設定)済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も多いようですが、土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

◆農地転用、地区除外申請等に伴う決済賦課金について

- 決済賦課金は、今後の維持管理費について区域内農地が減少しても、用水路及び排水機等の維持管理費は減少しませんので、残存農地が負担過重とならないよう、農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。
- 農地を宅地、その他に転用される場合には、決済賦課金が賦課されます。
- 農地転用等により地区除外されるときは、農地転用等の通知を土地改良区に提出し意見書の交付を受けて下さい。尚、公共事業(道路、学校用地、公園、河川、水路等)用地として転用される農地についても決済金が賦課されますので、用地買収等の折には事業主体でこれを負担していただくか、決済金を含めて価格交渉をされるようお願いいたします。
- 農地転用決済金は、高須輪中土地改良区地区除外等処理規程による意見書等を交付するときに、その金額を徴収します。尚、県営土地改良事業施行地区で、事業完了後8年(工事完了の日の属する年度の翌年度から起算)を経過していない農地につきましては、決済金とは別に事業補助金返還金が必要になります。これについても意見書の交付と同時に、概算金を徴収し返還金が確定次第清算いたします。
- 農家住宅、分家住宅及び農業用施設については減免措置がありますので農地転用の手続きをする場合は、事前に事務局にご相談して下さい。

※一定の条件を満たす農地転用決済金等については、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。
 詳しくは、**税務署の資産課税(担当)部門にお尋ねください。**

賦課金に関するお知らせ

●納付できる場所(口座振替契約のされていない方)

高須輪中土地改良区事務所 ・ 大垣共立銀行海外支店 ・ 西美濃農業協同組合高須支店
 尚、上記以外の金融機関でも納付できますが別途振込手数料がかかります。

- 預金口座振替の契約をされている方は、納期日に指定された金融機関の預金口座から振替されます。
 (通知書に記載する預金口座振替の番号は、個人情報保護のため下3桁を***で表示しております)

●口座振替契約のできる取扱金融機関

大垣共立銀行 ・ 西美濃農業協同組合 ・ ぎふ農業協同組合 ・ 桑名信用金庫 ・ 大垣信用金庫 ・ 十六銀行 の本支店
 尚、上記の金融機関で賦課金の預金口座振替の申し込みをしていただきますと手数料はかかりません。

●預金口座振替のお申込み

当土地改良区で用意しております「預貯金口座振替依頼書」「納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、預金通帳、印鑑(届出印)をご持参の上、各金融機関窓口へ提出して下さい。

※ 賦課金等についてのお問い合わせは直接当土地改良区総務課までお願いします。

定款・規約等の改正事項について

◆規約の変更

規約 第29条 執務時間の変更 午前8時30分から午後5時15分に変更

平成25年度決算について

(平成26年9月22日第22回臨時総代会で承認)

イ 一般会計

イ 一般会計		単位:円	
収	入	支	出
款	決算額	款	決算額
組合費	99,157,790	事務費	79,323,379
使用料	1,909,124	選挙費	549,350
補助金	55,512,000	維持管理費	172,006,379
交付金	32,697,000	事業費	2,257,500
寄付金	274,660	償還金及び利子	4,190,034
借入金	0	負担金	14,149,466
受託金	9,641,670	過年度支出	0
雑収入	864,901	諸費	1,818,112
財産収入	0	用地補償費	2,105,653
繰入金	97,900,000	退職給与積立金繰出金	3,300,000
繰越金	14,980,608	繰出金	31,866,000
		予備費	0
計	312,937,753	計	311,565,873

手持現金 10,092 繰越明許費 13,263,768円

※収入支出差引残金 1,381,972円は、次年度へ繰越

ロ 特別会計

ロ 特別会計		
◎職員退職金給与金積立金会計 単位:円		
収入総額	支出総額	差引残金
62,088,257	21,967,071	40,121,186
※収入支出差引残金 40,121,186円は次年度へ繰越		
◎基本財産積立金会計 単位:円		
収入総額	支出総額	差引残金
3,359,768,675	96,800,000	3,262,968,675
※収入支出差引残金 3,262,968,675円は次年度へ繰越		
◎農地転用決済金積立金会計 単位:円		
収入総額	支出総額	差引残金
18,353,980	1,000,000	17,353,980
※収入支出差引残金 17,353,980円は次年度へ繰越		
◎太陽光発電会計		
収入総額	支出総額	差引残金
2,529,361	1,590,000	939,361
※収入支出差引残金 939,361円は次年度へ繰越		

平成27年度用水計画について

1. 運転日及び運転時間			※灌漑用水時期の運転休止日を21年度より変更しております。
	用水時期	運転時間	運 転 日
事前通水	3月27日～3月31日	午前8時30分～午後5時	苗場、代掻き用水は、毎日運転します。灌漑用水は、 火曜日・土曜日 の週2日間を休止日としその他の日は運転します。なお、雨天の場合は降雨量、大雨予報等で判断し運転を中止又は一時中止する場合があります。また、機械操作の都合上、30分程度の時間のずれが生じる場合がありますのでご理解下さるようお願いいたします。 7月21日～9月12日の午後5時以降は畑作のみの利用となりますので、水田のバブルを閉めるよう皆様のご協力をお願いします。 ※記載の5機場が対象となります。
苗場用水	4月1日～4月9日	午前8時～午後5時	
代掻き用水	4月10日～4月14日	午前7時～午後7時	
	4月15日～5月31日	午前6時～午後7時	
灌漑用水	6月1日～7月20日	午前8時～午後6時	
	7月21日～8月31日	午前8時～午後7時	
	9月1日～9月30日	午前8時～午後6時	
	10月1日～10月10日	午前8時～午後6時	

※勝賀・野寺・須脇・蛇池・松山中島加圧揚水機場は4月10日～10月10日の運転となります。

※7月21日～9月12日の期間は、昨年度より実施したブロックローテーションによる運転休止日を設けておりますので休止日が違いますのでご注意ください。

2. 故障・修理等の連絡先

運転日は、日、祝祭日(土曜日は除く)でも管理センターに職員がおりますのでご連絡下さるようお願いいたします。

土地改良区電話 TEL 0584-53-0003(代)
 土地改良区携帯電話 渡邊・橋本 TEL 090-7042-1591
 山内・佐藤・加藤 TEL 090-2342-4765

ホームページ開設の案内

水土里ネット高須輪中では、平成20年10月にホームページを開設しました。トピックスを始とし、用水計画、土地改良区の申請手続き関係様式など最新データをご覧いただきたいと思ひます。 <http://www.takasuwayju.or.jp>

